



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市経理適正化外部評価専門委員規則を廃止する規則	行財政局行政管理課	1
規則	神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日定める規則	文化スポーツ局スポーツ企画課	2
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	3
告示	富山県及び石川県における市税に関する申告期限等を延長する告示	行財政局税務部税制企画課	4
告示	令和6年臨時市会の招集について	行財政局財務課	5
告示	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等	行財政局業務改革課	6
告示	港湾施設の供用廃止(ポートアイランド5号上屋、附属事務室)	港湾局経営課	7
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	8
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	10
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 小部明石線)	建設局道路管理課	12
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 庄田妙法寺川線)	建設局道路管理課	13
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	14
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	15
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	17
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	18
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導部	19
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	福祉局監査指導部	20
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	24
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	25

種類	件名	所管部署	ページ
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止	福祉局監査指導部	26
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	福祉局監査指導部	29
告示	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	30
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(上津橋自治会)	地域協働局地域活性課	31
公告	農用地利用集積計画の決定	農業委員会事務局	32
公告	神戸港新港突堤西地区における港湾環境整備計画の認定	港湾局ウォーターフロント再開発推進課	46
教育委員会	神戸市立学校施設目的外使用規則及び神戸市立神出自然教育園条例施行規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務部総務課	47
教育委員会	令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会設置規則	教育委員会事務局総務部総務課	51
監査委員	監査公表	監査事務局第1課	54

神戸市経理適正化外部評価専門委員規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年1月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第38号

神戸市経理適正化外部評価専門委員規則を廃止する規則

神戸市経理適正化外部評価専門委員規則（平成24年2月規則第41号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年1月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第39号

神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例（令和5年9月条例第6号）の施行期日は、令和6年4月1日とする。

神戸市告示第536号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和6年1月19日

神戸市長 久元喜造

1 指定する区域

西区伊川谷町有瀬字立山東518番の一部

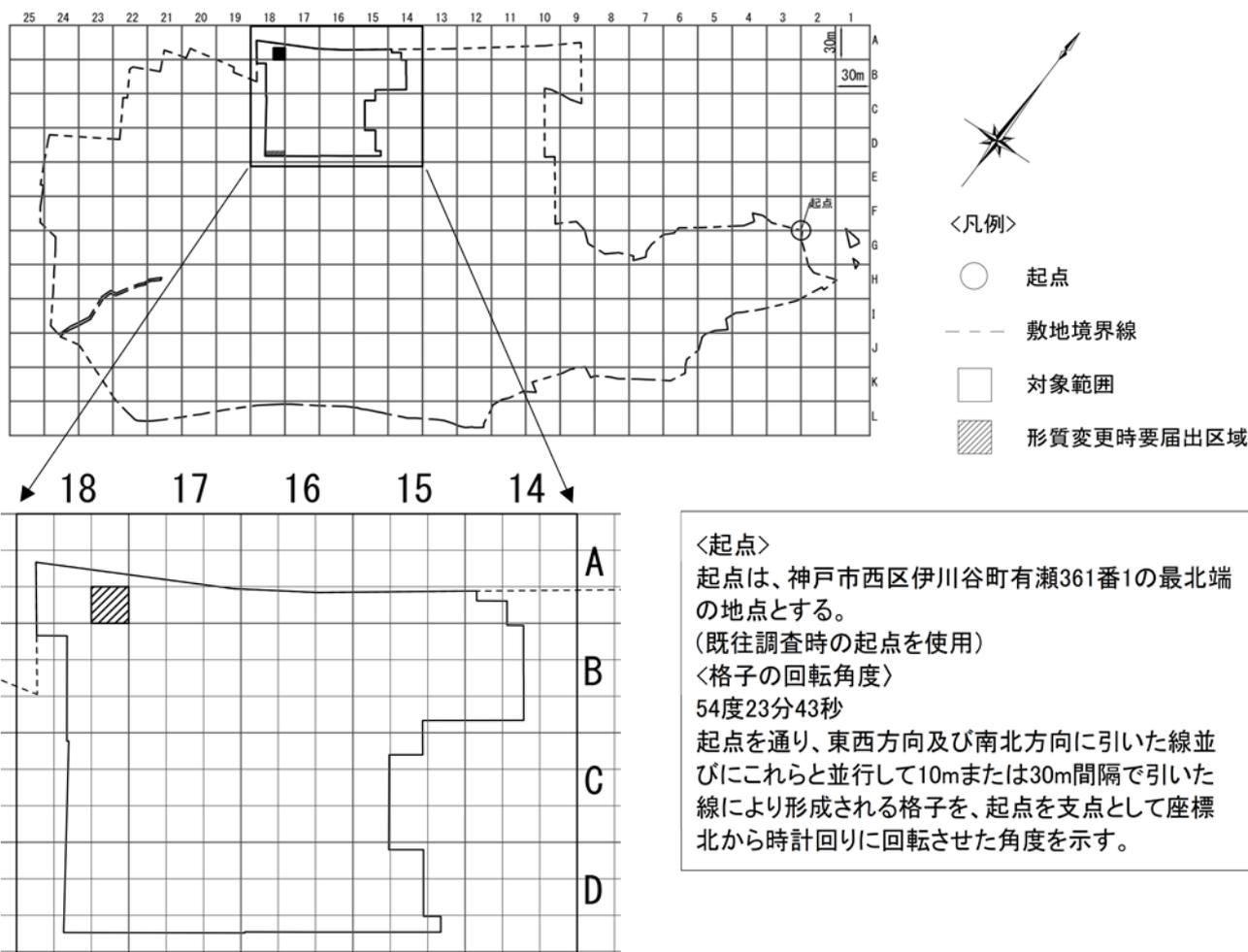
（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

別図



神戸市告示第537号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第8条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は神戸市市税条例若しくは市税に関するその他の条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月22日

神戸市長 久元喜造

指 定 地 域
富山県、石川県

神戸市告示第554号

令和6年1月30日神戸市役所内に臨時市会を招集し、次に掲げる事件を付議する。

令和6年1月23日

神戸市長 久 元 喜 造

付議すべき事件

予算第34号議案 令和5年度神戸市一般会計補正予算

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

神戸市告示第556号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年1月30日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の 寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
学校給食費納入通知書兼納付書	市長の印	2	れい書	方15
学校給食費督促状	市長の印	2	れい書	方15
学校給食費催告書	市長の印	2	れい書	方15

神戸市告示第557号

次の港湾施設について、令和6年1月30日から、供用を廃止する。

令和6年1月30日

神戸市長 久 元 喜 造

上屋

名 称	位 置	構 造	規 模
ポートアイランド 5号上屋	神戸市中央区港島 1丁目6番1	鉄骨造カラー鉄板折板葺 2階建	1,277.96 m ²

事務室その他

名 称	位 置	規 模
ポートアイランド5号上屋 附属事務室（廊下等含む。）	神戸市中央区港島1丁目6番1	295.24 m ²

神戸市告示第 558 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 30 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和5年12月5日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神中央駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 5 台	令和5年12月5日	
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和5年12月19日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 12 台	令和5年12月25日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	伊川谷駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和5年12月12日	
		原付 1 台	令和5年12月1日	
	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和5年12月12日	

神戸市告示第559号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月30日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和5年12月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年12月5日	
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年12月11日	
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台	令和5年12月15日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年12月21日	
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年12月25日	
	垂水区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 1台		

神戸市告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年1月31日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年2月13日まで一般の縦覧に供する。

令和6年1月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	小部明石線	神戸市西区櫛谷町栃木字赤田井135番5地先から 神戸市西区櫛谷町栃木字赤田井138番1地先まで	新	55.43	最大 9.00 最小 9.00
			旧	55.43	最大 7.30 最小 6.90

神戸市告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年1月31日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年2月13日まで一般の縦覧に供する。

令和6年1月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	庄田妙法寺 川線	神戸市長田区二葉町5丁目 3番27地先から 神戸市長田区二葉町7丁目 8番5地先まで	新	200.30	最大13.00 最小12.70
			旧	200.30	最大12.70 最小12.00

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

神戸市告示第562号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和6年1月30日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2860190491	えみNS	兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目 22-15-102号	合同会社えみ	兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目22番 15-201号	令和6年1月1日	介護予防訪問看護
2860190491	えみNS	兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目 22-15-102号	合同会社えみ	兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目22番 15-201号	令和6年1月1日	訪問看護
2865290627	訪問看護ステーション LeO	兵庫県神戸市西区池上2丁目20-1	株式会社レオ・ソリューションズ	兵庫県神戸市西区池上2丁目20-1	令和6年1月1日	介護予防訪問看護
2865290627	訪問看護ステーション LeO	兵庫県神戸市西区池上2丁目20-1	株式会社レオ・ソリューションズ	兵庫県神戸市西区池上2丁目20-1	令和6年1月1日	訪問看護
2875205342	訪問介護ステーション あお	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 43-1ブエナビスタ 106号	株式会社ユーユーフォーム	兵庫県神戸市垂水区神陵台2丁目3番6号	令和6年1月1日	訪問介護

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

神戸市告示第563号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和6年1月30日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
2865190587	訪問看護ステーション h a b a t a k i	兵庫県神戸市中央区御幸通5丁目2-4プリンスコート701号室	株式会社泰賀	大阪府大阪府阿倍野区橋本町3番3号	令和5年12月10日	訪問看護
2860290341	ぱれっと訪問看護ステーション	兵庫県神戸市灘区将軍通4丁目2番20-203号	一般社団法人CARE	兵庫県神戸市灘区将軍通4丁目2番20-203号	令和5年12月31日	介護予防訪問看護
2860290341	ぱれっと訪問看護ステーション	兵庫県神戸市灘区将軍通4丁目2番20-203号	一般社団法人CARE	兵庫県神戸市灘区将軍通4丁目2番20-203号	令和5年12月31日	訪問看護
2865190496	くれない訪問看護ステーション	兵庫県神戸市中央区熊内町4丁目5-13 メープルレジデンス205	有限会社ベリー	兵庫県神戸市兵庫区大開通2丁目3-21-2F フキ神戸ビル	令和5年12月31日	介護予防訪問看護
2865190496	くれない訪問看護ステーション	兵庫県神戸市中央区熊内町4丁目5-13 メープルレジデンス205	有限会社ベリー	兵庫県神戸市兵庫区大開通2丁目3-21-2F フキ神戸ビル	令和5年12月31日	訪問看護

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

2865290429	訪問看護ステーション つなぐ	兵庫県神戸市西区春日台3丁目1番地7-204	一般社団法人つなぐ福祉会	兵庫県神戸市西区春日台5丁目8番地の9	令和5年12月31日	介護予防訪問看護
2865290429	訪問看護ステーション つなぐ	兵庫県神戸市西区春日台3丁目1番地7-204	一般社団法人つなぐ福祉会	兵庫県神戸市西区春日台5丁目8番地の9	令和5年12月31日	訪問看護
2870502636	ハッピー介護センター	兵庫県神戸市兵庫区石井町3丁目2番5号 小林ハイツ2階C号室	シグマ企画株式会社	兵庫県神戸市兵庫区菊水町五丁目6番12号	令和5年12月31日	訪問介護

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

神戸市告示第564号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和6年1月30日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2875205342	訪問介護ステーション あお	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 43-1 ブエナビスタ 106号	株式会社ユーユーフォーム	兵庫県神戸市垂水区神陵台2丁目 3番6号	令和6年1月1日	介護予防訪問サービス
2875205342	訪問介護ステーション あお	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 43-1 ブエナビスタ 106号	株式会社ユーユーフォーム	兵庫県神戸市垂水区神陵台2丁目 3番6号	令和6年1月1日	生活支援訪問サービス

神戸市告示第565号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和6年1月30日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
2875002905	t a k k	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町4丁目1-20-103	WITH THE SMILE 合同会社	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町4丁目1-20-103	令和5年12月29日	介護予防通所サービス
2870502636	ハッピー介護センター	兵庫県神戸市兵庫区石井町3丁目2番5号 小林ハイツ 2階C号室	シグマ企画株式会社	兵庫県神戸市兵庫区菊水町五丁目6番12号	令和5年12月31日	介護予防訪問サービス
2871201105	壱	兵庫県三田市すずかけ台1丁目12	医療法人社 団青山会	兵庫県三田市すずかけ台1丁目12	令和5年12月31日	介護予防通所サービス
2871600264	淡路日の出農業協同組合	兵庫県淡路市志筑3112-14	淡路日の出農業協同組合	兵庫県淡路市志筑3112-14	令和5年12月31日	介護予防訪問サービス

神戸市告示第566号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和6年1月30日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
2875002905	t a k k	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町4丁目1-20-103	WITH THE SMILE 合同会社	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町4丁目1-20-103	令和5年12月29日	地域密着型通所介護

神戸市告示第567号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和6年1月30日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2810101507	訪問介護事業所スマイルライフ	兵庫県神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号2階	合同会社スマイルアルファ	兵庫県神戸市東灘区岡本三丁目5-16エルズスチューディオ岡本1・2階	令和5年11月1日	居宅介護
2810101507	訪問介護事業所スマイルライフ	兵庫県神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号2階	合同会社スマイルアルファ	兵庫県神戸市東灘区岡本三丁目5-16エルズスチューディオ岡本1・2階	令和5年11月1日	重度訪問介護
2810201117	土屋訪問介護事業所 神戸灘センター	兵庫県神戸市灘区稗原町2丁目2-28 コーポ森崎101号	扇港食品株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通五丁目113番地の2 プロスパーニ崎302号	令和5年11月1日	居宅介護
2810201117	土屋訪問介護事業所 神戸灘センター	兵庫県神戸市灘区稗原町2丁目2-28 コ	扇港食品株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通五丁目113番地	令和5年11月1日	重度訪問介護

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

	一	一ポ森崎1 01号		の2 プロ スパー尼 崎302号		
2810802013	さんよう 塩屋ヘル パーステ ーション	兵庫県神戸 市垂水区塩 屋町1-5-19	株式会社さ んよう	大阪府大 阪市北区 大淀中 2-11-8	令和5年11 月1日	居宅介護
2810802013	さんよう 塩屋ヘル パーステ ーション	兵庫県神戸 市垂水区塩 屋町1-5-19	株式会社さ んよう	大阪府大 阪市北区 大淀中 2-11-8	令和5年11 月1日	重度訪問 介護
2815001850	笑顔で繋 がるケア ステーシ ョン	兵庫県神戸 市北区藤原 台北町5丁 目2番9- 903号	株式会社ア ンドビュ ーティ ー	兵庫県神 戸市北区 藤原台北 町5丁目 2番9- 903号	令和5年11 月1日	居宅介護
2815001850	笑顔で繋 がるケア ステーシ ョン	兵庫県神戸 市北区藤原 台北町5丁 目2番9- 903号	株式会社ア ンドビュ ーティ ー	兵庫県神 戸市北区 藤原台北 町5丁目 2番9- 903号	令和5年11 月1日	重度訪問 介護
2815001868	訪問介護 事業所 COLOR R	兵庫県神戸 市北区谷上 西町27番2 号谷上ハイ ツ205	株式会社ア リー	兵庫県神 戸市北区 谷上東町3 番11-701 号	令和5年11 月1日	居宅介護
2815001868	訪問介護 事業所 COLOR R	兵庫県神戸 市北区谷上 西町27番2 号谷上ハイ ツ205	株式会社ア リー	兵庫県神 戸市北区 谷上東町3 番11-701 号	令和5年11 月1日	重度訪問 介護
2815102435	ケアフリ ー神戸中 央	兵庫県神戸 市中央区港 島中町3丁 目1番地2	株式会社ケ アフリー	大阪府大 阪市東住 吉区矢田 1丁目20	令和5年11 月1日	居宅介護

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

		神戸ポート ビレジ北棟 16		番 22 号		
2815102435	ケアフ リー神戸中 央	兵庫県神戸 市中央区港 島中町3丁 目1番地2 神戸ポート ビレジ北棟 16	株式会社ケ アフリー	大阪府大 阪市東住 吉区矢田 1丁目20 番22号	令和5年11 月1日	重度訪問 介護
2815202235	ケアステ ーション sol	兵庫県神戸 市西区水谷 3丁目13 -13 ダ イワ運輸本 社ビル1階	Infini株式 会社	兵庫県神 戸市北区 松宮台一 丁目5番 地の18	令和5年11 月1日	居宅介護
2815202235	ケアステ ーション sol	兵庫県神戸 市西区水谷 3丁目13 -13 ダ イワ運輸本 社ビル1階	Infini株式 会社	兵庫県神 戸市北区 松宮台一 丁目5番 地の18	令和5年11 月1日	重度訪問 介護
2815202243	訪問介護 事業所 サフィニ ア	兵庫県神戸 市西区玉津 町今津 128-2	サフィニア 株式会社	兵庫県神 戸市西区 玉津町今 津 128-2	令和5年11 月1日	居宅介護
2815202243	訪問介護 事業所 サフィニ ア	兵庫県神戸 市西区玉津 町今津 128-2	サフィニア 株式会社	兵庫県神 戸市西区 玉津町今 津 128-2	令和5年11 月1日	重度訪問 介護
2810201109	B型支援 事業所シ リウス六 甲道	兵庫県神戸 市灘区神前 町1丁目 1-7-2F YEBISU ビル	ワンダブル オー株式会 社	兵庫県神 戸市中央 区海岸通 三丁目1番 5号	令和5年11 月1日	就労継続 支援（B 型）

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

2810602181	G e m i n i	兵庫県神戸 市長田区神 楽町2丁目 3-34 南ハ イツ1F	合同会社 A l b a	兵庫県神 戸市長田 区神楽町2 丁目3-34 南ハイツ1 F	令和5年11 月1日	就労継続 支援（B 型）
2815202250	生活介護 ぱるむ	兵庫県神戸 市西区白水 2丁目 10-28	enjoint 株 式会社	兵庫県神 戸市垂水 区舞多聞 西8丁目 14番20号	令和5年11 月1日	生活介護
2815202268	Happy Unite Group HUG	兵庫県神戸 市西区伊川 谷町有瀬 1081-28	合同会社ミ ルククラウ ン	兵庫県神 戸市垂水 区名谷町 字大谷 1889番地 の13	令和5年11 月1日	生活介護
2815202276	ハートフ ェルト・フ ローラ ル・プロジ ェクト 西神中央	兵庫県神戸 市西区糀台 5丁目6-1-5 階 西区文 化センター ビル	人財クリエ イション株 式会社	大阪府大 阪市阿倍 野区阿倍 野筋一丁 目1番43 号あべの ハルカス 32F	令和5年11 月1日	就労継続 支援（B 型）
2815202284	春秋	兵庫県神戸 市西区玉津 町新方201 番地 1F	株式会社春 秋	兵庫県神 戸市西区 枝吉二丁 目124番地 の4	令和5年11 月1日	就労継続 支援（B 型）
2820500086	グループ ホーム やどまる 荘	兵庫県神戸 市兵庫区今 出在家町1 丁目8番1 号	株式会社あ つまろ	兵庫県神 戸市長田 区川西通2 丁目4番4 号	令和5年11 月1日	共同生活 援助

神戸市告示第568号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者の指定をしたので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和6年1月30日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2830500118	相談支援センター トラスト	兵庫県神戸市兵庫区駅前通二丁目2番18号303号室 兵庫ビル	一般社団法人TMアソシエーション	兵庫県神戸市兵庫区駅前通二丁目2番18号303号室	令和5年11月1日	地域移行支援
2830500118	相談支援センター トラスト	兵庫県神戸市兵庫区駅前通二丁目2番18号303号室 兵庫ビル	一般社団法人TMアソシエーション	兵庫県神戸市兵庫区駅前通二丁目2番18号303号室	令和5年11月1日	地域定着支援

神戸市告示第569号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和6年1月30日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2830500118	相談支援センター トラスト	兵庫県神戸市兵庫区駅前通二丁目2番18号303号室 兵庫ビル	一般社団法人TMアソシエーション	兵庫県神戸市兵庫区駅前通二丁目2番18号303号室	令和5年11月1日	計画相談支援
2830700163	みらいとプラン リハ・リハ	兵庫県神戸市須磨区飛松町2丁目5番17号	株式会社 REHA・LIBERO	兵庫県神戸市垂水区学が丘一丁目12番11号	令和5年11月1日	計画相談支援

神戸市告示第570号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和6年1月30日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2810200259	アミティ ー介護セ ンター神 戸東支店	兵庫県神戸市 灘区岩屋北町 5丁目2-2 1ライオンズ マンション灘 南102	株式会社アミ ティージョイ	兵庫県神戸 市東灘区御 影石町1丁 目5-3	令和5年10 月21日	同行援護
2810501615	グリーン アップル Home Care	兵庫県神戸市 兵庫区上沢通 7丁目1-2 ドミール・神戸 1F	株式会社G r e e n A p p l e	兵庫県神戸 市兵庫区上 沢通7丁目 1番2号	令和5年10 月27日	居宅介護
2810501615	グリーン アップル Home Care	兵庫県神戸市 兵庫区上沢通 7丁目1-2 ドミール・神戸 1F	株式会社G r e e n A p p l e	兵庫県神戸 市兵庫区上 沢通7丁目 1番2号	令和5年10 月27日	重度訪問 介護
2810801734	明舞ケア ライフ	兵庫県神戸市 垂水区南多聞 台8丁目1明 舞第1団地1 号棟104号室	株式会社k u s k u s	兵庫県神戸 市垂水区南 多聞台8丁 目1明舞第 1団地1号 棟104号室	令和5年10 月31日	居宅介護

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

2810801734	明舞ケア ライフ	兵庫県神戸市 垂水区南多聞 台8丁目1明 舞第1団地1 号棟104号室	株式会社k u s k u s	兵庫県神戸 市垂水区南 多聞台8丁 目1明舞第 1団地1号 棟104号室	令和5年10 月31日	重度訪問 介護
2810801767	ヘルパー ステーション とんぼ	兵庫県神戸市 垂水区西舞子 7丁目1番8 号	株式会社とん ぼ	兵庫県神戸 市垂水区西 舞子7丁目 1番8号	令和5年10 月31日	居宅介護
2810801767	ヘルパー ステーション とんぼ	兵庫県神戸市 垂水区西舞子 7丁目1番8 号	株式会社とん ぼ	兵庫県神戸 市垂水区西 舞子7丁目 1番8号	令和5年10 月31日	重度訪問 介護
2815101767	へるぱー すてーし よんレッ ツ	兵庫県神戸市 中央区港島中 町3丁目1番 地の2 神戸 ポートアベ ニュー南棟1階 5号室	ハートフリー 株式会社	京都府京都 市伏見区竹 田西段川原 町54番地	令和5年10 月31日	居宅介護
2815101767	へるぱー すてーし よんレッ ツ	兵庫県神戸市 中央区港島中 町3丁目1番 地の2 神戸 ポートアベ ニュー南棟1階 5号室	ハートフリー 株式会社	京都府京都 市伏見区竹 田西段川原 町54番地	令和5年10 月31日	重度訪問 介護
2815200999	うさぎの しっぽ	兵庫県神戸市 西区枝吉1丁 目196番地 サンハイツ神 明303号	一般社団法人 うさぎ	兵庫県神戸 市西区枝吉 1丁目19 6番地サン ハイツ神明 303号	令和5年10 月31日	同行援護

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

2810601225	テレサ	兵庫県神戸市 長田区长田町 2丁目1番20 号	一般社団法人 マザーイズム 福祉協会	兵庫県神戸 市長田区长 田町2丁目 1番20号	令和5年10 月4日	就労継続 支援（B 型）
------------	-----	----------------------------------	--------------------------	----------------------------------	---------------	--------------------

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

神戸市告示第571号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和6年1月30日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850200243	わくわくタッチ	兵庫県神戸市灘区徳井町四丁目1番15号 コンブリオアダチ1階南号室	一般社団法人フジタ福祉会	兵庫県神戸市中央区二宮町二丁目6番18-801号	令和5年11月1日	放課後等デイサービス
2850100435	K I D A C A D E M Y C E N T E R	兵庫県神戸市東灘区向洋町中5丁目15番地 R I C セン トラルタワー マー ケットシーン 204A号室	株式会社K2	兵庫県神戸市垂水区舞多聞西6丁目10番地 16号	令和5年11月1日	児童発達支援
2850100435	K I D A C A D E M Y C E N T E R	兵庫県神戸市東灘区向洋町中5丁目15番地 R I C セン トラルタワー マー ケットシーン 204A号室	株式会社K2	兵庫県神戸市垂水区舞多聞西6丁目10番地 16号	令和5年11月1日	放課後等デイサービス

神戸市告示第572号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和6年1月30日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870500077	相談支援センタートラスト	兵庫県神戸市兵庫区駅前通二丁目2番18号303号室 兵庫ビル	一般社団法人 TM アソシエーション	兵庫県神戸市兵庫区駅前通二丁目2番18号303号室	令和5年11月1日	障害児相談支援
2870700149	みらいとプラン リハ・リハ	兵庫県神戸市須磨区飛松町2丁目5番17号	株式会社 REHA・LIBERO	兵庫県神戸市垂水区学が丘一丁目12番11号	令和5年11月1日	障害児相談支援

神戸市告示第573号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月30日

神戸市長 久元 喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

上津橋自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区平野町中津819番地の2

(3) 代表者の氏名

吉川 聡一

(4) 代表者の住所

神戸市西区平野町中津1083番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「田中 良宏」を「吉川 聡一」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区平野町中津793番地の2」を「神戸市西区平野町中津1083番地」に改める。

3 変更の年月日

令和6年1月7日

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和6年1月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

(1) 一般

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
			認定面積 m ²					
神戸市北区淡河町 池尻 裕	神戸市北区淡河町 藤原 正三	北区淡河町北僧尾字湯屋ノ上 2416 北区淡河町北僧尾字湯屋ノ上 2417 北区淡河町北僧尾字湯屋ノ上 2418 北区淡河町北僧尾字湯屋ノ上 2419	田 763 田 951 田 1,729 田 1,637	本公告日 令和6年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区藤原台中町 藤原 道夫	神戸市北区八多町 松原 幸雄	北区八多町深谷字菊元 1644	田 1,359	本公告日 令和6年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区八多町 北西 浩	伊丹市千僧 百田 信子 神戸市北区淡河町 中植 薫	北区八多町西畑字道北 854 北区八多町西畑字道北 864	田 1,852 田 2,347	本公告日 令和6年12月31日	4,300円/1筆 10,900円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市北区八多町 中元 佐利	伊丹市千僧 百田 信子 神戸市北区淡河町 中植 薫	北区八多町西畑字道北 868	田 1,597	本公告日 令和6年12月31日	7,300円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市兵庫区湊川町 笹山 大	神戸市北区桂木 西田 勇人	北区山田町東下字ケチ原 44 北区山田町東下字ケチ原 45 北区山田町東下字ケチ原 46-1 北区山田町東下字ケチ原 46-2	田 942 田 1,235 田 808 田 142	本公告日 令和8年12月31日	6,000円/1筆 7,900円/1筆 5,200円/1筆 900円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。
神戸市北区道場町 中 義弘	神戸市北区道場町 湯口 啓	北区道場町塩田字トウドウ 453-1 北区道場町塩田字トウドウ 453-2 北区道場町塩田字トウドウ 453-3 北区道場町塩田字トウドウ 453-4 北区道場町塩田字トウドウ 474 北区道場町塩田字トウドウ 483 北区道場町塩田字蔵前西 1294	田 227 田 267 田 346 田 571 田 1,448 田 1,964 田 3,046	本公告日 令和9年12月31日	3,405円/1筆 4,005円/1筆 5,190円/1筆 8,565円/1筆 21,720円/1筆 29,460円/1筆 45,690円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

神戸市北区淡河町 上野 直哉	西宮市六湛寺町 清水 裕文	北区淡河町行原字沢ノ垣 107-1 北区淡河町行原字沢ノ垣 109-1 北区淡河町行原字沢ノ垣 616	田 512 田 102 田 1,324	本公告日 令和10年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区大沢町 池鍋 秀和	神戸市北区大沢町 小西 元八	北区大沢町上大沢字池鍋下 2173-1 北区大沢町上大沢字池鍋下 2177 北区大沢町上大沢字細池下 2466	田 764 田 1,203 田 1,087	本公告日 令和14年12月31日	7,600円／1筆 12,000円／1筆 10,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区大沢町 池鍋 秀和	神戸市北区大沢町 小西 篤信	北区大沢町上大沢字細池下 2470 北区大沢町上大沢字細池中 2471	田 2,017 田 1,994	本公告日 令和14年12月31日	17,145円／1筆 16,949円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区道場町 米田 嘉彦	神戸市北区道場町 上垣 まき江	北区道場町日下部字上ノ垣内 61	田 841	本公告日 令和15年12月31日	7,500円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区八多町 田村 茂	三木市吉川町 南谷 重二	北区大沢町日西原字石佛谷 2736	畑 4,900の内2,336	本公告日 令和15年12月31日	25,696円／1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区八多町 田村 茂	三木市吉川町 南谷 欣秀	北区大沢町日西原字石佛谷 2737	畑 3,008	本公告日 令和15年12月31日	33,088円／1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区八多町 田村 茂	神戸市北区大沢町 蒲池 祥子	北区大沢町日西原字石佛谷 2738	畑 1,825	本公告日 令和15年12月31日	20,075円／1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区道場町 芝野 博章	神戸市北区道場町 岸田 三郎	北区道場町日下部字ウテノ下 253 北区道場町日下部字ウテノ下 256-2	田 1,588 田 133	本公告日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区長尾町 伊藤 文夫	大阪府高槻市大塚町 伊藤 智 神戸市北区長尾町 伊藤 嘉胡 神戸市北区藤原台北町 伊藤 香	北区長尾町宅原字定塚 311-1 北区長尾町宅原字定塚 313 北区長尾町宅原字八ヶ坪 3010 北区長尾町宅原字八ヶ坪 3018 北区長尾町宅原字定塚 3085 北区長尾町宅原字定塚 3088	田 99 田 535 田 1,903 田 792 田 652 田 1,270	本公告日 令和15年12月31日	1,300円／1筆 7,400円／1筆 9,100円／1筆 17,700円／1筆 26,600円／1筆 1,270円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

神戸市西区伊川谷町 金月 幸秀	神戸市西区伊川谷町 金月 薫	西区伊川谷町小寺字吉末 135	田 3,077	令和6年4月1日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町 赤松 良英	神戸市西区伊川谷町 重塚 勝三	西区伊川谷町長坂字池田 102	田 3,082	令和6年4月1日 令和7年3月31日	52,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区伊川谷町 清水 要	神戸市西区伊川谷町 松井 儀智	西区伊川谷町長坂字池田 105	田 2,012	令和6年4月1日 令和7年3月31日	20,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込む。
神戸市北区大原 家根谷 靖子	神戸市西区榎谷町 二星 忠友	西区榎谷町栃木字西ヶ市 559 西区榎谷町栃木字西ヶ市 560	田 271 田 1,024	令和6年4月1日 令和7年3月31日	2,000円／1筆 7,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込む。
神戸市西区押部谷町 頼光 和雄	神戸市西区押部谷町 中垣 正光	西区押部谷町木見字堂ノ下 255 西区押部谷町木見字谷田 465	田 2,405 田 3,126	令和6年4月1日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区桜が丘西町 高田 裕司	神戸市兵庫区塚本通 片山 聖喜	西区押部谷町栄字下河原 1187	田 1,657	令和6年4月1日 令和7年3月31日	15,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区押部谷町 山口 勝幸	神戸市西区押部谷町 藤岡 浩子	西区押部谷町栄字山ト井 1229	田 3,128	令和6年4月1日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区月が丘 玉置 寛明	神戸市西区井吹台北町 藤谷 利成	西区押部谷町西盛字大垣内 341-1	田 1,128	令和6年4月1日 令和7年3月31日	10,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込む。
神戸市西区押部谷町 吉田 豊彦	神戸市西区押部谷町 大西 正壽	西区押部谷町細田字平町 1232-2	田 639	令和6年4月1日 令和7年3月31日	4,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区押部谷町 川本 良明	尼崎市塚口町 畷目 恵美	西区押部谷町高和字奥ノ垣内 25-2 西区押部谷町高和字手古 494-1 西区押部谷町高和字手古 494-2 西区押部谷町高和字萱本 1110	田 200 田 2,624 田 506 田 2,894	令和6年4月1日 令和7年3月31日	玄米1kg／1筆 玄米17kg／1筆 玄米3kg／1筆 玄米19kg／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区押部谷町 川本 良明	横浜市金沢区長浜 藤本 章	西区押部谷町高和字上野 953 西区押部谷町高和字上野 982 西区押部谷町高和字上野 982-2	田 542 田 446 田 446	令和6年4月1日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

神戸市西区桜が丘中町 宮崎 章央	神戸市西区押部谷町 中西 龍太	西区押部谷町養田字小神 85-2	田 1,000	令和6年4月1日 令和7年3月31日	10,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区岩岡町 竹本 久保	神戸市西区平野町 柴田 美智代	西区平野町印路字矢ノ谷 2635	田 769	令和6年4月1日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町 大辻 幹男	神戸市西区神出町 世良田 繁雄	西区神出町東字丸ヶ岡 1188-19	田 510	令和6年4月1日 令和7年3月31日	1,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区神出町 金澤 泰之	明石市二見町 河野 秀樹	西区神出町廣谷字城谷 816 西区神出町廣谷字城谷 817	田 1,629 田 2,165	令和6年4月1日 令和7年3月31日	9,774円／1筆 12,990円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区岩岡町 近藤 清市	大阪府守口市梅町 梅谷 幸宏	西区岩岡町岩岡字西場 876-5	田 1,205	令和6年4月1日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区岩岡町 近藤 清市	明石市大久保町 小村 真由美	西区岩岡町岩岡字西場 950-2	田 660	令和6年4月1日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市垂水区五色山 岡本 友規	神戸市西区岩岡町 藤田 八重子	西区岩岡町岩岡字中島 1257-2	田 1,370	令和6年4月1日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市垂水区五色山 岡本 友規	神戸市西区岩岡町 安福 元章	西区岩岡町岩岡字中筋 1608-2	田 1,093	令和6年4月1日 令和7年3月31日	10,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込む。
神戸市西区岩岡町 福谷 千律子	横浜市港南区芹が谷 福谷 峯子	西区岩岡町野中字神出道下 1404	田 1,567	令和6年4月1日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区天が岡 竹内 あや	神戸市西区平野町 神尾 洋子 三田市末広 神尾 明 明石市藤江 高木 代志子	西区平野町慶明字久保田 359	畑 1,709	令和6年4月1日 令和8年3月31日	18,890円／1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 定連 克己	神戸市西区伊川谷町 松井 佐一	西区伊川谷町小寺字吉末 122	田 3,632	令和6年4月1日 令和8年3月31日	35,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

神戸市西区二ツ屋 吉川 智	神戸市西区二ツ屋 山口 博康	西区玉津町二ツ屋字中川原 160 西区玉津町二ツ屋字中川原 161-1 西区玉津町二ツ屋字八幡田 296 西区玉津町二ツ屋字松ノ内 351 西区玉津町二ツ屋字松ノ内 352-1	田 1,465 田 1,313 田 936 田 1,370 田 801	令和6年4月1日 令和8年3月31日	13,700円／1筆 12,300円／1筆 8,800円／1筆 12,800円／1筆 7,500円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区二ツ屋 吉川 智	神戸市西区二ツ屋 大皿 洋子	西区玉津町二ツ屋字中川原 175-1	田 1,380	令和6年4月1日 令和8年3月31日	玄米60kg／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区二ツ屋 北井 俊彦	神戸市西区二ツ屋 北井 良明	西区玉津町二ツ屋字秋定 233-2	田 558	令和6年4月1日 令和8年3月31日	5,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区二ツ屋 北井 俊彦	神戸市西区二ツ屋 大皿 洋子	西区玉津町二ツ屋字秋定 233-3	田 655	令和6年4月1日 令和8年3月31日	8,800円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 北井 裕久	神戸市西区伊川谷町 北井 恭子	西区伊川谷町長坂字大北 68-1	田 796	本公告日 令和8年3月31日	7,960円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市西区伊川谷町 山里 剛史	神戸市西区伊川谷町 吉野 亜耶乃	西区伊川谷町井吹字花ノ谷ノ上 1371-1	畑 3,135	本公告日 令和8年3月31日	60,000円／1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市西区北別府 秋定 正人	神戸市西区伊川谷町 栃本 政二	西区伊川谷町上脇字大將軍 602-1	田 1,324	令和6年4月1日 令和9年3月31日	6,620円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区榎谷町 後藤 茂	神戸市西区榎谷町 後藤 さよ子	西区榎谷町栃木字伊ノ内 1032	田 2,369	令和6年4月1日 令和9年3月31日	16,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区榎谷町 後藤 茂	神戸市西区榎谷町 後藤 早百合	西区榎谷町栃木字伊ノ内 1033	田 2,529	令和6年4月1日 令和9年3月31日	16,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区榎谷町 石井 剛	神戸市西区伊川谷町 藤田 素子	西区榎谷町菅野字城ヶ市 1322 西区榎谷町菅野字城ヶ市 1347 西区榎谷町菅野字城ヶ市 1349 西区榎谷町菅野字城ヶ市 1353	畑 1,295 田 1,240 田 2,166 畑 1,254	令和6年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用	

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

神戸市西区押部谷町 頼光 和雄	神戸市西区押部谷町 梁瀬 和代	西区押部谷町木見字中谷 356 西区押部谷町木見字中谷 357 西区押部谷町木見字中谷 377	田 646 田 1,096 田 3,658	令和6年4月1日 令和9年3月31日	6,000円／1筆 10,000円／1筆 34,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 藤本 裕之	神戸市西区押部谷町 藤本 智津子	西区押部谷町西盛字垣内 134 西区押部谷町西盛字垣内 146	田 1,817 田 1,645	令和6年4月1日 令和9年3月31日	玄米100kg／1筆 玄米80kg／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区桜が丘東町 中川 賢志	神戸市西区押部谷町 中嶋 紀幸	西区押部谷町細田字宮西 194	田 1,042	令和6年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区押部谷町 武川 正一	神戸市西区玉津町 池内 忠史	西区押部谷町高和字清水谷 1492	田 1,381	令和6年4月1日 令和9年3月31日	18,600円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市西区平野町 澤田 正行	神戸市西区平野町 津村 義一	西区平野町黒田字下河原 296-1	田 1,590の内1,000	令和6年4月1日 令和9年3月31日	50,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市西区平野町 山口 克文	神戸市西区王塚台 岩崎 彰文	西区平野町西戸田字川ノ植 15	田 3,777	令和6年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町 中井 良文	神戸市西区神出町 竹中 忠幸	西区神出町古神字大澤浦 801-2 西区神出町古神字大澤浦 814	田 2,367 田 2,137	令和6年4月1日 令和9年3月31日	26,645円／1筆 24,055円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市西区神出町 田中 敏之	神戸市西区神出町 坂口 祐三郎	西区神出町北字小坂 228-1	田 1,520	令和6年4月1日 令和9年3月31日	26,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区岩岡町 近藤 清市	神戸市西区岩岡町 二星 一雄	西区岩岡町岩岡字西場 865-3	田 1,570	令和6年4月1日 令和9年3月31日	玄米120kg／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
明石市二見町 松尾 年朗	神戸市西区岩岡町 上月 正幸 神戸市西区岩岡町 上月 和代	西区岩岡町古郷字南場 823-1 西区岩岡町古郷字南場 823-2	田 892 田 887	令和6年4月1日 令和9年3月31日	4,011円／1筆 3,989円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

明石市魚住町 村上 あゆみ	神戸市西区岩岡町 上月 正幸 神戸市西区岩岡町 上月 和代	西区岩岡町古郷字南場 825-1 西区岩岡町古郷字南場 827-1 西区岩岡町古郷字南場 827-2	田 970 田 269の内62 田 86の内17	令和6年4月1日 令和9年3月31日	13,870円/1筆 887円/1筆 243円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 定連 克己	神戸市西区伊川谷町 伊藤 佐代子	西区伊川谷町長坂字池田 107	田 1,666	本公告日 令和10年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区榎谷町 榎原 定雄	神戸市西区美賀多台 榎原 俊也	西区榎谷町榎木字赤田井 40-1 西区榎谷町谷口字古井 720-4	田 912の内892 田 247	本公告日 令和10年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市中央区熊内町 香西 宏昭	加古川市尾上町 井上 初子	須磨区白川字幸徳 828 須磨区白川字幸徳 829 須磨区白川字幸徳 830 須磨区白川字幸徳 831-1 須磨区白川字幸徳 832-1	田 743 田 466 田 674 田 138 田 2,464	令和6年4月1日 令和11年3月31日	9,940円/1筆 6,234円/1筆 9,017円/1筆 1,846円/1筆 32,963円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区伊川谷町 森本 章夫	神戸市西区伊川谷町 加護谷 隆己	西区伊川谷町前開字界地 440-1 西区伊川谷町前開字界地 448-3	田 264の内100 田 974	令和6年4月1日 令和11年3月31日	玄米6kg/1筆 玄米59kg/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 森本 章夫	神戸市西区伊川谷町 加護谷 芳樹	西区伊川谷町前開字界地 455-1	田 703	令和6年4月1日 令和11年3月31日	玄米43kg/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 椿本 聡	神戸市西区伊川谷町 中野 ひさ子	西区伊川谷町前開字澁谷 564-2	田 633	令和6年4月1日 令和11年3月31日	30,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 國吉 典行	神戸市西区伊川谷町 玄田 治男	西区伊川谷町前開字刈畑 832-1	田 2,090	令和6年4月1日 令和11年3月31日	41,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 黒田 良秀	神戸市西区伊川谷町 柳瀬 尚俊	西区伊川谷町小寺字ハザカ 93	田 2,342	令和6年4月1日 令和11年3月31日	50,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区伊川谷町 松下 謙次	神戸市西区伊川谷町 重塚 光男	西区伊川谷町長坂字文蔵 215-1	田 1,209	令和6年4月1日 令和11年3月31日	2,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

神戸市西区伊川谷町 定連 克己	神戸市西区伊川谷町 小西 之洋	西区伊川谷町長坂字文蔵 216-1	田 2,134	令和6年4月1日 令和11年3月31日	玄米60kg/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 定連 克己	神戸市西区伊川谷町 赤松 正	西区伊川谷町長坂字玉子原 454-3 西区伊川谷町長坂字玉子原 454-4	田 1,100 田 1,116	令和6年4月1日 令和11年3月31日	玄米30kg/1筆 玄米30kg/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 定連 克己	神戸市西区伊川谷町 松下 勇	西区伊川谷町長坂字玉子原 467-1	田 1,300	令和6年4月1日 令和11年3月31日	玄米30kg/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 濱田 篤郎	神戸市西区榎谷町 二星 忠友	西区榎谷町栃木字平松 569 西区榎谷町栃木字平松 570	田 323 田 535	令和6年4月1日 令和11年3月31日	3,000円/1筆 3,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区榎谷町 後藤 英美	神戸市西区榎谷町 雪永 博子	西区榎谷町栃木字火燈 1203-1	田 2,243	令和6年4月1日 令和11年3月31日	14,400円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区榎谷町 加藤 誠身	神戸市西区榎谷町 石井 明	西区榎谷町菅野字柳井田 1162 西区榎谷町菅野字野手 1253-1 西区榎谷町菅野字野手 1253-2	田 561 田 2,920 田 311	令和6年4月1日 令和11年3月31日	52,560円/1筆 5,598円/1筆	使用貸借権設定 貸貸借権設定	水田として利用 水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 三澤 義和	神戸市北区鈴蘭台南町 山下 正敏	西区押部谷町細田字古添 997	田 1,368	令和6年4月1日 令和11年3月31日	20,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 池田 隼視	神戸市西区押部谷町 藤井 利典	西区押部谷町細田字平町 1152	田 850	令和6年4月1日 令和11年3月31日	12,700円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区美賀多台 杵本 敏男	神戸市西区押部谷町 山本 暢代	西区押部谷町養田字南橋 39-1 西区押部谷町養田字南橋 39-3	田 522 田 1,305	令和6年4月1日 令和11年3月31日	5,714円/1筆 14,286円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区二ツ屋 北井 道男	神戸市西区二ツ屋 北井 正彦	西区玉津町二ツ屋字櫻井 133	田 1,505	令和6年4月1日 令和11年3月31日	玄米90kg/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。
神戸市西区平野町 井上 貴史	神戸市西区平野町 小林 美紀	西区平野町下村字西河原 40-1	田 185	令和6年4月1日 令和11年3月31日	1,880円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

神戸市西区平野町 井上 貴史	神戸市西区池上 小林 要	西区平野町下村字西河原 40-2	田 185	令和6年4月1日 令和11年3月31日	1,880円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区池上 戸田 貴之	千葉県柏市松葉町 戸田 千恵子	西区平野町常本字坂ノ下 410-5	田 59	令和6年4月1日 令和11年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区平野町 井上 孝彦	明石市大久保町 寺岡 澄子	西区平野町西戸田字築谷 753	田 1,438	令和6年4月1日 令和11年3月31日	5,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
明石市大久保町 大西 優作	神戸市西区神出町 竹本 美紀	西区神出町田井字焼岡 1755 西区神出町田井字枯木 1807	田 720 田 1,515	令和6年4月1日 令和11年3月31日	10,000円／1筆 40,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 山崎 健二	神戸市西区神出町 辻 繁公	西区神出町古神字辻本 97-1	田 962	令和6年4月1日 令和11年3月31日	9,630円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 池本 泰彦	神戸市須磨区車 逸見 都誉幾	西区神出町小東野字雌岡ノ下 234	田 2,251	令和6年4月1日 令和11年3月31日	22,500円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市垂水区つつじが丘 伊藤 新	神戸市西区神出町 谷本 正成	西区神出町廣谷字城谷 822	田 983	令和6年4月1日 令和11年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町宝勢1354 株式会社 近藤農産 代表取締役 近藤 良典	神戸市西区神出町 瑠東 育男	西区神出町池田字上場 15-2 西区神出町池田字上場 18 西区神出町紫合字長割 68-7	田 668 田 1,887 田 1,563	令和6年4月1日 令和11年3月31日	7,348円／1筆 20,757円／1筆 17,193円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 浅原 泰公	神戸市西区神出町 住田 健次	西区神出町池田字上場 24 西区神出町宝勢字上場道東 3190 西区神出町宝勢字上場中筋 3346 西区神出町宝勢字上場北筋 3413 西区神出町宝勢字上場道東 4079	田 731 田 888 田 2,142 田 1,076 田 430	令和6年4月1日 令和11年3月31日	7,310円／1筆 8,880円／1筆 21,420円／1筆 10,760円／1筆 4,300円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

神戸市西区神出町 浅原 泰公	神戸市西区神出町 大山 豊彦	西区神出町池田字上場 25-1 西区神出町池田字上場 25-2 西区神出町宝勢字上場道東 3195 西区神出町宝勢字上場道東 3217	田 640 田 342 田 1,064 田 1,118	令和6年4月1日 令和11年3月31日	6,400円／1筆 3,420円／1筆 10,640円／1筆 11,180円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区神出町宝勢1354 株式会社 近藤農産 代表取締役 近藤 良典	神戸市西区神出町 近藤 裕美	西区神出町宝勢字大道池尻 2563-2 西区神出町宝勢字大道池尻 2617 西区神出町宝勢字大道池尻 2618 西区神出町宝勢字大道池尻 2619 西区神出町宝勢字木屋池尻 2989 西区神出町宝勢字木屋池尻 2990	田 878 田 1,337 田 1,080 畑 252 田 1,931 田 1,953	令和6年4月1日 令和11年3月31日	9,658円／1筆 14,707円／1筆 11,880円／1筆 2,772円／1筆 21,241円／1筆 21,483円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用 水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町宝勢1354 株式会社 近藤農産 代表取締役 近藤 良典	神戸市西区神出町 押部 進	西区神出町宝勢字中場三軒屋 3473 西区神出町宝勢字中場三軒屋 3474 西区神出町宝勢字中場三軒屋 3484 西区神出町宝勢字中場六反場 3623-1 西区神出町宝勢字中場六反場 3631 西区神出町宝勢字中場角力場 3639 西区神出町宝勢字中場角力場 3664	田 2,156 田 2,359 田 801 田 1,103 田 1,124 田 2,162 田 933	令和6年4月1日 令和11年3月31日	23,716円／1筆 25,949円／1筆 8,811円／1筆 12,133円／1筆 12,364円／1筆 23,782円／1筆 10,263円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町宝勢1354 株式会社 近藤農産 代表取締役 近藤 良典	神戸市西区神出町 押部 繁一	西区神出町宝勢字中場六反場 3604 西区神出町宝勢字中場六反場 3609 西区神出町宝勢字中場六反場 3613	田 2,359 田 2,183 田 1,593	令和6年4月1日 令和11年3月31日	25,949円／1筆 24,013円／1筆 17,523円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市垂水区つつじが丘 伊藤 新	神戸市西区神出町 岩井 増男	西区神出町宝勢字水出下 4553	田 2,104	令和6年4月1日 令和11年3月31日	30,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区岩岡町 安福 博旨	神戸市西区岩岡町 安福 聡	西区岩岡町岩岡字中筋 1516-1 西区岩岡町岩岡字中筋 1527-1	田 2,017 田 1,453	令和6年4月1日 令和11年3月31日	42,460円／1筆 30,140円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

神戸市西区岩岡町 芝地 隆行	神戸市西区岩岡町 芝地 艶子	西区岩岡町野中字滝戸 818-3 西区岩岡町野中字滝戸 821-2	田 1,233 田 1,658	令和6年4月1日 令和11年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
明石市松江 田村 彩花	神戸市西区伊川谷町 山本 孝英	西区伊川谷町前開字安養坊 287	田一部宅地 3,099の内150	本公告日 令和15年3月31日	60,000円/1筆	貸貸借権設定	農業用施設用地として 利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市西区押部谷町 秦 亮人	神戸市西区押部谷町 野 桂子	西区押部谷町西盛字大垣内 350-3 西区押部谷町西盛字大垣内 374	田 901 田 1,484	本公告日 令和15年3月31日	玄米30kg/1筆 玄米30kg/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 秦 亮人	神戸市西区押部谷町 平井 玄悟	西区押部谷町西盛字下津井 396-2	田 742	本公告日 令和15年3月31日	玄米20kg/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 秦 亮人	東灘区深江南町 平井 一裕	西区押部谷町西盛字池之下 460-3 西区押部谷町西盛字西之下 728	田 421 田 1,461	本公告日 令和15年3月31日	4,000円/1筆 14,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区岩岡町 杉尾 慎剛	神戸市西区岩岡町 杉尾 忠男	西区岩岡町岩岡字中島 1254-1 西区岩岡町岩岡字中島 1254-2	田 469 田 1,418	本公告日 令和15年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町 秋宗 功二	西宮市高畑町 神田 孝子	西区伊川谷町前開字向井 1995-1	田 952	令和6年4月1日 令和16年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区榎谷町 二星 敬	神戸市西区榎谷町 二星 克己	西区榎谷町松本字東山 1161 西区榎谷町松本字柳井田 1325 西区榎谷町松本字柳井田 1329	畑 2,129 田 2,086 田 2,129	令和6年4月1日 令和16年3月31日	玄米45kg/1筆 玄米60kg/1筆 玄米75kg/1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用 水田として利用 水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 栗林 利樹	神戸市西区美賀多台 梶本 久恵	西区押部谷町栄字南萬覚 1080 西区押部谷町栄字南垣内 1170 西区押部谷町栄字南垣内 1176 西区押部谷町栄字南垣内 1177	田 1,951 田 59 田 1,768 田 396	令和6年4月1日 令和16年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

神戸市西区押部谷町 栗林 利樹	神戸市垂水区皇陵台 栗林 美千代	西区押部谷町栄字南垣内 1169	田 564	令和6年4月1日 令和16年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区押部谷町 國廣 孝夫	神戸市西区美賀多台 梶本 久恵	西区押部谷町栄字下河原 1191	田 1,015	令和6年4月1日 令和16年3月31日	25,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
		西区押部谷町栄字六反田 1291	田 607			使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区押部谷町 別所 隆弘	神戸市西区押部谷町 藤本 智津子	西区押部谷町西盛字向井 775-2 西区押部谷町西盛字向井 775-11	田 284 田 15	令和6年4月1日 令和16年3月31日	3,830円／1筆 200円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市兵庫区楠谷町 鎌田 慎一	神戸市西区押部谷町 北井 武男	西区押部谷町和田字清水 114	田 2,400	令和6年4月1日 令和16年3月31日	48,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
明石市和坂 伊藤 能之	神戸市西区平野町 山本 幸男	西区平野町印路字走崎 2016	田 2,140	令和6年4月1日 令和16年3月31日	玄米90kg／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
三木市緑が丘町 丸末 茂弘	神戸市西区神出町 中嶋 二三子	西区神出町南字池ノ上 147-2	田 1,610	令和6年4月1日 令和16年3月31日	16,100円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区神出町 永田 幹彦	明石市大久保町 金子 紀之	西区神出町紫合字中筋 252 西区神出町紫合字中筋 256-1 西区神出町紫合字中筋 256-2 西区神出町紫合字中筋 256-3	田 555 田 1,692 田 146 田 654	令和6年4月1日 令和16年3月31日	2,700円／1筆 8,300円／1筆 700円／1筆 3,300円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区岩岡町 大西 昇	神戸市西区岩岡町 藤田 小糸	西区岩岡町印路字下四ツ塚 101-1	田 810	令和6年4月1日 令和16年3月31日	9,300円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
明石市大久保町 大西 栄一	神戸市西区岩岡町 大西 昇	西区岩岡町印路字下四ツ塚 101-2 西区岩岡町印路字下四ツ塚 101-3 西区岩岡町印路字下四ツ塚 101-4	田 608 田 556 田 570	令和6年4月1日 令和16年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和6年1月30日 神戸市公報第3844号

(2) 中間管理事業

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料物			
			認定面積㎡					
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区山田町 平井 眞隆	北区山田町原野字澤 4	田 1,507	令和6年1月31日 令和16年3月31日	25,619円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙 の指定する方法で 支払う。
	神戸市北区泉台 小栗 広恵							神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区山田町 福井 知史	北区山田町原野字元戎 2 北区山田町原野字元戎 2-2	田 1,423 畑 13	令和6年1月31日 令和16年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用	
	神戸市北区泉台 小栗 広恵							神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区山田町 前田 正之	北区山田町原野字寺前 57	田 819	令和6年1月31日 令和16年3月31日	8,190円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙 の指定する方法で 支払う。
	神戸市北区泉台 小栗 広恵							神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区山田町 角田 一昭	北区山田町原野字寺前 65-1 北区山田町原野字寺前 65-2	田 736 田 56	令和6年1月31日 令和16年3月31日	12,512円/1筆 952円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙 の指定する方法で 支払う。
	神戸市北区泉台 小栗 広恵							神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区押部谷町 中嶋 達夫	西区押部谷町細田字上垣 309-1	田 4,226	令和6年1月31日 令和16年3月31日	60,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙 の指定する方法で 支払う。
	神戸市西区竹の台 谷口 武史							神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘

神戸市公告

港湾法（昭和25年法律第258号）第51条の2第1項の規定により神戸港新港突堤西地区における港湾環境整備計画の認定を行うにあたり、同条第3項の規定により必要事項を2週間公衆の縦覧に供するので、港湾法施行規則（昭和26年運輸省第98号）第15条の22の規定により次のとおり公告します。

令和6年1月22日

神戸市長 久元喜造

1 縦覧期間

令和6年1月23日から令和6年2月5日

2 縦覧場所

神戸市中央区港島中町4丁目1-1 ポートアイランドビル2階

神戸市港湾局ウォーターフロント再開発推進課

3 縦覧時間

閉庁日を除く午前9時30分から午後5時30分まで

神戸市立学校施設目的外使用規則及び神戸市立神出自然教育園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月22日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第5号

神戸市立学校施設目的外使用規則及び神戸市立神出自然教育園条例施行規則の一部を改正する規則

(神戸市立学校施設目的外使用規則の一部改正)

第1条 神戸市立学校施設目的外使用規則(昭和42年10月教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用許可の申請)</p> <p>第9条 学校施設を目的外に使用しようとする者は、使用前3日までに、<u>第1号から第7号までに掲げる事項を記載した神戸市立学校施設目的外使用許可申請書</u>(以下「申請書」という。)を当該校園長の副申を得て教育長に提出し、その許可を受けなければならない。</p>	<p>(使用許可の申請)</p> <p>第9条 学校施設を目的外に使用しようとする者は、使用前3日までに、<u>様式第1号による神戸市立学校施設目的外使用許可申請書</u>(以下「申請書」という。)を当該校園長の副申を得て教育長に提出し、その許可を受けなければならない。</p>

- (1) 申請者の住所、職業又は団体名、氏名（代表者）及び電話番号
- (2) 使用学校園
- (3) 行事名及び使用目的
- (4) 使用中の責任者
- (5) 使用日時
- (6) 使用施設、特別設備及び使用物件
- (7) 参集人員
- (8) 使用料免除申請

2 [略]

(使用の許否)

第10条 教育長は、前条の申請に基づき使用の許否を決定したときは、申請者に対し、神戸市立学校施設目的外使用許可書（以下「許可書」という。）によりその結果を通知するものとする。

2 教育長は、許可書の交付と同時に、神戸市立学校施設目的外許可通知書兼使用状況報告書を当該校園長に送付してその内容を通知するものとする。

(使用状況報告)

第15条 校園長は、学校施設の目的外使用後直ちに神戸市立学校施設目的外使用状況報告書を教育長に送付し

2 [略]

(使用の許否)

第10条 教育長は、前条の申請に基づき使用の許否を決定したときは、申請者に対し、様式第2号による神戸市立学校施設目的外使用許可書（以下「許可書」という。）によりその結果を通知するものとする。

2 教育長は、許可書の交付と同時に、様式第3号による神戸市立学校施設目的外許可通知書兼使用状況報告書に所要事項を記入のうえ、これを当該校園長に送付してその内容を通知するものとする。

(使用状況報告)

第15条 校園長は、学校施設の目的外使用後直ちに様式第4号による神戸市立学校施設目的外使用状況報告書に所要事項を記入のうえ、これを教

<p>て学校施設の使用状況を報告するものとする。</p>	<p>育長に送付して学校施設の使用状況を報告するものとする。</p>
------------------------------	------------------------------------

様式第1号から様式第4号までを削る。

(神戸市立神出自然教育園条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市立神出自然教育園条例施行規則(昭和51年4月教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 自然教育園を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、<u>第1号から第5号までに掲げる事項を記載した使用許可申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申請者の住所、団体名、氏名</u> <u>(代表者)及び電話番号</u></p> <p><u>(2) 使用目的及び活動内容</u></p> <p><u>(3) 使用日時</u></p> <p><u>(4) 使用人員</u></p>	<p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 自然教育園を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用許可申請書<u>(様式第1号)</u>を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。</p>

<p>(5) <u>使用中の責任者</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 教育長は、自然教育園の使用を許可したときは、使用許可書を申請者に交付する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 教育長は、自然教育園の使用を許可したときは、使用許可書<u>(様式第2号)</u>を申請者に交付する。</p> <p>2 [略]</p>
---	---

様式第1号から様式第2号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会設置規則をここに公布する。

令和6年1月22日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第6号

令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会
設置規則

(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第1条第2項の規定に基づき、令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 委員会は、令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関して、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する調査及び事案の背景その他必要な調査を行う。

2 委員会は、前項の調査により事実の解明及びその評価並びに再発防止策その他必要な事項を記載した報告書を自ら作成し、教育委員会に提出するものとする。

3 職員は、委員会から第1項の調査及び第2項の規定による報告書の作成に係る協力を求められたときは、これに全面的かつ優先的に応じるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織する。

2 委員は、公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律、医療、心理、福祉、又は教育に関する専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 前条第1項の調査及び同条第2項の報告書の作成並びにこれらに伴う業務(以下「調査等」という。)を補助させるために必要があるときは、委員会に調査補助員を置くことができる。

4 前項の調査補助員は、調査等の補助を行う上で必要な知見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

5 教育委員会は、前項の委嘱を行うに当たっては、補助を行うべき調査等の範囲を指定するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、附則第2項の規定に基づきこの規則が効力を失う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 調査補助員は、前条第5項の規定に基づき指定された範囲の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(解嘱)

第5条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解嘱することができる。

(1) 第2条第1項及び第2項に掲げる職務を怠ったとき。

(2) 第3条第2項の要件を欠くに至ったとき。

(3) 委嘱条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員たるに適しない非行があったとき。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取

並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第9条 議事について直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わることはできない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第10条 委員会は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部児童生徒課において処理する。

(施行細目の委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、次に掲げる日のうちいずれか早い日限り、その効力を失う。

(1) この規則の施行の日から起算して2年を経過する日

(2) 委員会が第2条第2項の報告書を提出した日

監査公表第6号

令和6年1月30日

神戸市監査委員	細川明子
同	大澤和士
同	福本富夫
同	しらくに高太郎

監 査 公 表

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により下記の内容について別紙のとおりその結果に関する報告を公表します。

記

監査報告第9号 令和5年度財務定期監査(1)

福祉局、健康局、こども家庭局、区役所

監査報告第10号 令和5年度財政援助団体等監査(1)

一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団

監査報告第11号 令和5年度財政援助団体等監査(1)

公立大学法人神戸市看護大学

監査報告第12号 令和5年度財政援助団体等監査(1)

一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会

監査報告第13号 令和5年度財政援助団体等監査(1)

公益社団法人神戸市歯科医師会

監査報告第14号 令和5年度財政援助団体等監査(1)

一般財団法人神戸市小児救急医療事業団